

Professional Educators' Russian Ballet Method

PERM

【学則】

【本学の目的】

本学は、ロシア連邦国立ペルミバレエ学校との業務提携に基づき、ロシアバレエメソッドに則ったバレエ教師の養成教育を施すとともに、深くバレエ教育の理論および応用を教授研究してその深奥を究め、以て文化の進展に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

【定員】

基礎学年コース	定員 20 名
全学年コース	定員 20 名
児童バレエコース	定員 20 名
体操コース	定員 20 名

【修業期間】

- ・基礎学年コースの修業年限は1年とする。
- ・全学年コースの修業年限は3年とする。
- ・児童バレエ・体操コースの修業年限はコース開始から終了までの期間とする。

【修業年限】

在学年限は、修業年限の5倍の年数を超えることができない。

【学年】

基礎学年コース、全学年コースにおける学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【入学】

- ①基礎学年コースおよび全学年コースの入学資格者は、次の条件をすべて満たす者とする。
 - ・国内外の義務教育修了者で15歳以上である者
 - ・クラシックバレエを5年以上経験した者
 - ・日本語の会話および読解に困難のない者
- ②児童バレエコースおよび体操コースの入学者は次の条件を満たす者とする。
 - ・基礎学年コース修了者または全学年コースにおいて教授法1~3学年課題まで履修した者

【入学志願と手続】

基礎学年コースおよび全学年コースの入学志願者は、本学所定様式の入学願書の提出および検定料納入をもって出願する。入学志願者については、書類選考を行う。

本学は、書類選考の結果に基づき合格の通知を受けた者で、所定の期日までに入学金を納付した者に、入学を許可する。

【再入学】

本学を卒業又は退学した者で、本学に再入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

【編入】

基礎学年コース修了者は、欠員のある場合に限り、全学年コースにおける相当年次に編入することができる。

【休学】

- ・疾病その他の事由により学習を継続することができない者は、事由を具して本学に申し出て、その許可を受けて休学することができる（在籍費¥3,300/月）。
- ・疾病その他の事由により学習することが不適当と認められる者に対して、本学は休学を命ずることができる。
- ・休学期間は1回の休学につき最長3年間とする。復学後の授業料等は復学時年度のものを適用する。
- ・休学期間は、全学年コースにおける卒業要件の期間に算入しない。

【復学】

休学期間が満了し、又は休学期間中にその事由が消滅したことにより、復学しようとする者は、本学の許可を受けて、復学することができる。

【留学】

在校生希望者・卒業生希望者は、本学の推薦によりロシア連邦国立ペルミバレエ学校に留学・短期留学・編入学(卒業留学)することができる。

【成績評価】

スクーリングにおける口答試験および実技試験は、ロシア連邦国立ペルミバレエ学校教師または芸術監督によって評価、採点され、本学によって承認される。

成績評価は、5点方式とし、3点以上を進級可、2点以下は進級不可とする。

卒業試験における成績評価は、修業した全課程の合計点もあわせて評価され、決定される。

【ライセンス・証明書】

①基礎学年コース修了者には修了証 Certificate(基礎学年卒業証明書および基礎学年教授法修了証明書)が授与される。

②全学年コース卒業試験合格者には、Diploma (全学年卒業証明書およびロシアバレエ教師資格取得証明書) が授与される。

③児童コース(バレエ・体操)修了者には履修証明書(卒業試験にて Diploma:児童・体操教授法取得証明書または Certificate:児童・体操教授法課程修了書)が授与される。

- ・ いずれの証明書にも、日本語訳別紙が添付される。

【履修証明】

本学はコース修了した希望者に対し、修了の事実を証する証明書を交付するものとする。

【退学】

退学しようとする者は、事由を具して本学に申し出て、その許可を受けなければならない。

【除籍】

次のいずれかに該当する者は、本学が除籍する。

- ・ 納付すべき授業料の納付を怠り、督促を受けても納付しない者
- ・ 在学年限または休学期間を超えた者
- ・ 休学期間を満了しても手続をしない者
- ・ 死亡の届出のあった者
- ・ 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- ・ 本学の運営を妨害する行為、安全衛生上問題があると認められる行為を行う者、またこれらの行為に対して本学から指導を受けても改善の見込みのない者

【授業参加の規則】

- ・ 身体、健康状態について教師が留意する点がある場合は授業開始前に必ずお申し出ください。
- ・ アクセサリーや髪飾り、過剰な装飾品、香水の使用は禁止とします。
- ・ すべての持ち物には記名し、貴重品は各自で保管して下さい。盗難や紛失などの保証は出来ません。
- ・ スタジオ附帯設備を破損した場合は実費を請求いたします。
- ・ 授業外における学生および保護者間のトラブルに関して、本学は一切の関与を行いません。
- ・ 本学は在学生、卒業生、入学希望者の個人情報について法令を遵守し大切に取り扱います。
- ・ 教師との直接の連絡先交換およびメール、SNS、電話でのご連絡、依頼は固くお断りします。
- ・ 授業の録音、録画、写真撮影は禁止です。
- ・ 本学が行うすべての活動における映像、音楽、写真、文書等の肖像権・著作権は本学に帰属します。
- ・ 本学活動中に、本学スタッフまたは委託した写真家により写真撮影と動画撮影を行い、皆様の肖像を使用期間を定めず広報媒体（弊社ウェブサイト、パンフレット、SNS等の媒体、弊社の許可するメディアが利用する媒体（主にダンス関係メディア、一般紙などによるデジタル、電子版、印刷、テレビ、映像での利用）に使用することがあります。
- ・ 本学が必要と認めた場合、本学則の改定を行うことがあります。

附 則 この学則は、令和6年12月1日から施行する。